

討 論

工藤 いくつか新しい問題提起があった。土地管理主体としての村落では、今までの共同体的規制が共同性からきていたのではないか？もうひとつ別な共同社会性からの集団的土地利用を可能にする側面があるのではないかと、という考え方が提示された。同じように合意形成についても新しい、全会一致と違う新しい組み換えの必要性をいわれた。

安原 工藤さんが経験された合意形成の仕組みが伝統的なものかどうか、というような結び付きなり切断なりがあるのか。

工藤 合意形成に関して全会一致から合意形成へということは私なりに、かつての集団栽培とか、今では転作もそうなのですが、三方一両得か三方一両損のときに成立していたと思う。集団栽培ならば単収増という効果をみんなで分けあたえる、転作ならばみんなで損しようという形で、曲りなりにも一致をとっていた。しかし、集団的土地利用によって、端的に言って、土地を出す側と使う側となるとお互いの利害が違ふ。一方は労働報酬でもらう。もう一方は、いわば地代報酬でもらう、となると、そういう異なる利益に関する仕組みというのは村のなかには歴史的になかったと思う。そういう意味で新しい組み換えが必要であろう。そのへんの手がかりについては、私もわかりませんが、むしろ、今、先生がおっしゃられた共同社会性をどうとらえるか、ということに係わってくるのかなという気がしています。もう一つ土地の特

質に関して、閉鎖性という、何故、ムラが係りえたのかということに関して、世代を越えた共同労働が、しかも蓄積されているからという一つの見方が示されたけれども、もう一つ何というか、土地の固定性、そこから動かないという性格をどう考えるのか。水問題を考えても、動かないということからいやおうなしに共同労働が働くという意味では、公共財的な性格を一つもっているだろう。もう一つは、動かないことから、たとえどんな小さな地片であっても土地が寡占状態にあると思う。そのことの意味をどうとらえるのかということが一つあるのではないかという気がしている。多少経済学的な視点になるのかも知れないが、その結果として、共同体的規制、あるいは集団的土地利用をうみ出す内因をなしているのではないか。これも論理化されているわけではないが、そんな気がしている。最近、我々の会合で良く出る意見で、水田の畑地利用、田畑輪換の問題が一つある。例えば千葉県の例で全く、灌排水が土の中に埋まった。その地域で地主組合を作って作ってくれる人を岩手かどこから引っばってくるという新しい動きだ。土地の形態とそのような地主組合をどう考えるべきかという話が出ている。

高橋 先買権ですけれども、先利用権というのは、戦前、結構あると思うのですが、土地は、寄生地主がどんどん買って行く。全部、部落住民が小作になったりすることはたくさんあります。だから先買権というものは、聞く場合もあるけれども、別に、先買権を主張することはないですね。ふところ事情が部落の人にわかってしまいうから、隠したい。むしろ外に持って行くという、話を聞くことの方が多。本家とか分家とは別です。

安原 話として、買えなければしょうがないと。しかし、話をするのはスジだという考え方はある。もう一つは、ムラの中で話をすると安い、高くふっかけられない。外は高く売れると。群馬県の山村では、売るときには、先ず、親戚、村うち、という順番だといっていました。ただ事実がそのように行なわれているかは別です。意識としてはそうだ。

高橋 むしろ、ぼくは、先買権が確実にあるとは信じられない。部落の中に利用権みたいなものは、比較的ある気がする。先買権をどの程度強調したらいいかということですね。

高山 今、組み換えの問題を取り上げたが、工藤さん、地代、労賃で割り切ったらいけないですか。そのとき問題が出てきますか。

工藤 一つは、生産力の水準が両方を満たすような所まで高まっているのかという問題があります。生産費調査で階層差をとって可能なのだという議論もありますけれど、その場合それで十分に土地が集まるのかという問題です。土地に対する意識も含めてです。何かもう一つ他の要素が加わってくるのではないだろうか。例えば、近頃は薄れたと思いますが、土地を貸すことはイエの格が下がるみたいな受けとめかたがあるときに、あるいはそういう受けとめかたが集落の中で生きているときに、個人が単に経済的な取り引きとして貸す、借りるということにはなかなかいかない。集団的にそれをやって、それが家の格を下げることにゃない保証をどこかでしないと、なかなかいかない。

高橋 今の高山さんの問題は、例えば、梶井功さんの小企業農、伊藤藤さんの新しい上層農と同じですよ。そういうように割り切れと、このごろあんまりいわれなくなりました。ということにも関係し

ている。梶井氏の課題も方向転換ですからね。

高山 社会的なものだけかということ。経済学、経済的カテゴリーですべて理解出来ないところがあるとしても、それをどのよう位置づけるかではないか？

高橋 それはこういうことなんです。今、家族の問題が出ましたが、農業所得の比率は、だいたい二〇%ですよね。梶井氏のいうことの逆をぼくは行くわけなんです。彼は、長男でさえ、三〇%ぐらいは自宅に金を払ってない。だから家族は分解してしまつたといえます。だからもう個人の論理で土地は自由に貸し借りができるという議論を持ってくる。長男で三〇%は入れてないというのは、これは結婚してないんですかね。そうなりますとその農業所得の二〇%が重要になってくる。今四世代家族がふえている。長生きしますから、年寄りも自立しなくてはならない。息子の世話にならんと。そうすると大家族の全体の所得の中の二〇%というのは割と小さい、家計は分かれているでしょう。そうするとその二〇%の意味は、もう少し現在の家族が分解している過程の中では考えてみなくてはいけない。二〇%に相当するものを地代としてくれば離れるかという問題になってくるわけです。ぼくは梶井さんのように家族が分解したから土地は手離していいんだということにはならない。逆の論理からいいますと、年寄りには、増々必要になってくる。これにしがみついていないと子供に頭を下げて金をくれといわれなくちゃならない。その危険性をいつでも将来に対して担保しなければならぬ。

安原 出す方の論理の究明でしょう。

高橋 そうです。そう簡単には、よっぽど高い地代なら別ですが。

安原 土地を貸すと家格が下がるということは工藤さんありますか？

工藤 結構ありますよ。もっと端的にいえばあそこの家は、嫁に出すとか、村の中で認められる理由は今でもあるのではないかと、う話になります。何か困って土地を売るとかいうことは問題になる。たとえば歳をとって作れなくなつたから貸すということ、それほど抵抗ないのかもしれないが、その場合には、逆に普通相場が二俵だったのが二・五俵出して上げなければいけないという部分が働いていることはあります。

高橋 国勢調査が把握している農家は三五〇万戸ですけど、これ一集落あたり二八戸、販売額のある農家ですけど、このうちで六五才以上で親族とくらしていないのは〇・六戸ぐらいしかありません。ほとんどの集落は子供とくらしている。そういう状況があります。周辺の兼業農家、ほんとの零細農家、農産物の販売収入はない農家を見なくてはいけないのでしようけれども、全国平均で〇・六戸です。一部落一戸あつたつて昔から普通ですから、その意味では同居形態が一般的で、そう簡単にくずれの見通しはない。五六年から三〇歳代も流入超過です。なりふりかまわず土地を流動化させていくような状況でない。そういう状況に去年の暮、農政審の答申ができる、そういうところで両方がぶつかると、現実と政策が、自作農はどういうふうに動いていくのか、安原さんの話を聞いたけれども自作農の性格がどうかかわっていくのか、をもう少しそこから「ムラ」の議論を展開するのが本当じゃないか？ムラ論から出発するのじゃなくて、自作農が戦後社会においてどうかわってきたかということから「ムラ」論を展開するのが筋道じゃないかという感じで聞いていたのです。

安原 おっしゃることはそうでしょう。ぼくがここでイエの問題を出しているのは、一応それと関連させるねらいがあるのです。

工藤氏もおっしゃってたんだが、土地はイエの格をムラの中で示していたということはあると思うんです。必ずしも経済的な合理性だけで理解できない性格が完全に払拭されていない。

工藤 ぼくが知りたいのは、家格というとおおげさになるが、もつと世間体を気にする面がある。土地を今年、宅地として売ったとして、又、土地を引きつづき売るけれども、そこは一年間家を建てないでくれという話がある。次々と切り売りしては世間体が悪いという。

高橋 農地法も留保をつけているでしょう。耕作せずには二代しか持てないという。そういう規制をとってますよね。耕作せずに二代、ほっといたらどうなるのですか、農地法は二代まではもてる

——次の年はどうなるのですか。——とり上げないでしょう。農水省はどういう考えですか。——

工藤 適用できないのではないですか。たぶん憲法問題になるんじゃないですか。

高橋 農民はふるえ上っちゃうわけですよ。又、農地改革みたいにやられるんじゃないかと。

高山 安原さんの今日の報告であった共同体性と共同社会性というもの、それと土地管理との関わりあいとか、あるいはイエの問題を前提にして、先ほど私は経済合理性をどう位置づけたいのだろうか。それも現代の自作農のもつとで、という問題意識を持っているわけですか。というのは、ゲルマン共同体の解体の中で私の知る限りでの現在の西ドイツなどでも、経済合理的な論理が土

地に関しても貫めかれていく。ところが一面では商品経済が非常に浸透しているが、日本の場合には、土地の流動化が進まないとか、諸々の観念がそこにまといついてしまっている。そういうときの、結局は問題にするべきは、日本の村落共同体とは何だったのだろうか、どういう性格だったのだろうか、そういうなかでの共同体性と共同社会性をどう考えるのか、即ち、共同体性という形で共同体的規制のことを一つ出しましても、ゲルマン共同体における共同体的規制、耕地耕作強制と日本の共同体における耕地耕作強制、あるいはゲルマン共同体における物的な基礎としての森林、放牧地という物的な基礎と日本の場合の共同体的規制のありかたというものは根本的に違うと思います。いわゆる三圃制的な形での耕作強制はなかったわけですから、日本における耕地耕作強制をどのようにとらえるかの問題がある。そしてそういう共同体的規制のあり方の問題と共同社会性の問題、それと土地利用、土地管理ですが、この三つを日本とあるいはゲルマンであるかヨーロッパなのかも知れないが、このへんを日本の特性という形で少し整理してみる必要がある。要するに、経済合理性で割り切れないのは何故かというそこなんです。端的にいうと、それが村落の問題であるとしたときに村落をめぐる土地の問題であるのか。あるいは土地所有という概念を一つ入れてみても、その土地所有の概念自体がヨーロッパ的な意味での土地所有と、所有自体の性格がちがうのではないだろうか？安原さんの今日の報告ではなかったけれど、拡大的な「公」の形成、この問題です。即ち、私的な所有権なり、私的ということに対しての公のあり方です。私的なものが拡大的に「公」になってしまふ。つまり、私と

公の対立関係が拡大的に私になり又私になっていくという同心円の形をとるといふ問題だらうと思ひます。

安原　そういう問題です。ムラの中で新しい共同性なり、公共性にしても問題はたしかにある。まだやっぱり抽象論をまぬがれないで、おっしゃったように、日本では、公私の問題などは同心円の拡大であつたり、公がある意味では私になり、私に公になる。その場合、新しい公の形成というのの一つの組み換えだらうと思ひれます。当然それに見合う主体の性格の問題です。自作農の性格が一体どういふものなのか、自作農における公的なものの形成なり認知なりが、どういふものなのか？そういうものをとらえないと解けていかないだらう。こういうところまでは言えるんです。その先があいまいなんです。

高山　(4)のところでは所有の社会学の理論といったときに、川島さんを持ってきてゐるわけですが、そういう法社会学的な意味での所有の理論という、今まで川島さんがウェーバーを持ってきてゐるわけですが、結局それを社会学としてどうするかというのが今日の問題提起であつた。そのとき、結局所有権の内容、所有という社会現象における公私の問題という形でアプローチはできないのかということなんです。

高橋　ぼくは昔からなんですけれどもね、公と共と私は三段階に分けないと。公というのは、今やつてゐる農政審の答申のように、やみくもにやつていくのも公ですからね、つまり公が共といふし、混交してゐるわけです。それをやっぱり、ぼくはジャワを見てアジアだと思ひましたよ。かつての日本と同じように、道路

を拡張するでしょう。全然代金を支払わないで、それで彼ら税金が安くなるから結構だという、払ふ必要ない。かつての日本の部落みたいなものですね。そういう私の弱さ、おそらく所有権の弱さと思ひますね。

高山　先ほどの高橋さんのおっしゃつたような、自作農の性格をどうつかまえていくのか、その中において、共はどうなるのかといふことがやはり問われるわけです。今の自作農における共の概念というのが、自作農的所有といふもので、どのようにあるのか？確かにそこに家族的な、イエ的な粉飾がないとはいえないにしても、その中で共といふものがあり方についてどう考えればいいのか。即ち、共といふことが先ほど工藤さんのおっしゃつた、土地自身の公共財的な性格、あるいは、寡占状況とかいふようなものから、それがいっきよに公ではなくてですね、そういう地域といふ共といふかたちで考えざるをえないと——それが経済学的には考えられるわけです。だけど自作農的な所有において昔からいわれた公私といふ、共とは一体何だらうか。

高橋　そのへんが一番問題なんですけれども、安原さん、共同体の枠組みみたいな規制の側面ばかり見たんですけれども、ぼくは、地主的土地所有が否定されて、農地改革でね、でき上がった村落は自作農の生産力をささえるのに、適合的な形態であつたと思ひますよ。それが今ではそうならなくなつてきたといふ変化はあるわけなんです。だから自作農の原形みたいなもの——そこでの共とは何だったのかを。考へてみる必要があるように思ひます。

工藤　ある山村に行つたときに——山で、集落でテレビの共同アンテナを建てようといふことになつたんです。一軒一軒たてても

写りが良くないということは何百メートルかの山の上に大きなのをたててそこから線を引っぱってきて、これ結局NHKですけど、要するに個人負担を労賃で相殺したんです。ところが林道を作るときは地元負担分というのがあります。普通、受益者負担分ですけど、たまたま同じ町まで続く林道で、自分の集落の中では一人しか関係しないんです。ところが、集落の基金からその負担分を全部出しているんです。過去にそういう前例があって、そうしているなら別ですが。集落の人に聞いたら、TVは私だというのです。道は、公だ。この場合は、集落は共に相当する性格じゃないか、と思った。畜産公害の問題が同じ集落にあるんですが、苦情が来て、これは集落としてとりあげないと言ってます。それでもわりから苦情が役場にいつている。だけれども、集落の区長としては、その問題をとりあげられないと言ってます。それは一家の経済にかかわることだから、取り上げられないというんです。ただし、畜産組合としては、考えざるをえないだろうという——区長として関れるのは、両者の話し合いの立会人になる事しかできませんと言ってます。意外と村人にとって私と共は区別しているのではないかという感じを受けたんですが……。

高山 ぼくが、わからないのは、私と共と言った場合の、今問題にしているのは、土地に関しての私と共の観念ですが、何か他の共同性というのはいろいろあると思うのですが。ここで、問題にしたいのは、土地をめぐるの少なくとも村落の中での共の問題だった訳です。そして、自作農的土地所有が、支配的になった時に、その共と言わせるような土地と村落との関係は、一体どうなるのか、さらにどうなっていくのだろうか。ということだろうと思

ます。

高橋 ジャワでは、分割相續でしょう。子供に全く分割相續しますよね。そうすると次の耕作関係は、全く個人で作っていかなくてはなりません。二世代目は、全く新しい相互関係を作っていかなくちゃなりません。世代が代わることに同じ家族と常に組む事は無いらしい。日本の場合は、伝統的なイエの制度構造で持続していきます。そのイエにくっついた物として土地がある、という問題が日本的特質としてあるんじゃないかと思えます。本当は、その都度その都度の関係なんですが、大きな村があって、その中でがっちりイエという制度関係でできあがっている、そこは違ふと思う。ジャワの場合、村は見えにくい。従来の研究を見ても、全然自然村なんて無いという人が多い、僕らが見るとんでもない、日本の農村よりいっぱいある。日本の農村のようなものが全然無い。それで無いとなってしまう。日本の場合はつかみやすい。固定したイエがあるから断層もつかみやすい。所有が一定している。ジャワのように絶えず分割される場所ですと、全然イエの系譜がない、名字もない。系譜意識が全くないところでは、所有の意味は、違ふと思います。

高山 安原さんが共同体性と共同社会性ということを考える場合、家産的所有と対比して、村落的な土地利用という、家産的な所有のもとにおける村落的な土地利用、及び土地管理、それから、もう一方におけるイエとイエ連合、ムラという組織、そういう事を考えていращやるのか、その対応関係での家産的な組織と家産的な土地の村による管理という図式ですか。

安原 タテヨコですか。

高山 タテヨコと云うのか。ひとつは家産的な所有なり占有です。

その主体はイエです。そうするとイエ連合という形で村落を考へる、そして家産的所有の地域的拡がりとしてのムラの領域をイエ連合の組織であるムラが管理するそういう図式ですか。

安原 そうですね、モデルとして考えられる。

高橋 そのモデルで考えるのは非常に弱かったと思う。センサスでもイエ連合の複合という形では村落を定義しないでしよう。前、僕も報告した事があるけど、その面からつまり有賀理論は、スポーツと抜け落ちちゃう、鈴木さんと共同体論は、入って来ても、だから、そこからせめてみるのもひとつの方法だろう。有賀さんの理論をもう少しつめてみると、有賀さんの場合には、家産的総有みたいな観念はあまりない？それを、組み入れると、ひとつのモデルが出てくるかもしれない。

高山 その場合の同族団の問題ではなくてイエ連合という中に高橋さんが言った共の問題が引き出されるのですか？

安原 そこは問題なんですよ、今、タテヨコと言ったのは、同族ではタテはわかるんです。その連合は、ヨコの連合の論理というのが、どこから来るのかそれは一番始め、総体としてそういうのを設定すれば、族産、部落産というのは、族産的な物と関連しているところがある、その場合には、タテがヨコに広がっているわけです。

高橋 族産という言葉を使えばね、要するにイエ連合はシステム化している訳でしょう。イエ連合が、がちりしている時は、その複合としてのムラが、イエ連合に乗っかってやっていた。

安原 そういうように、理解しても、自作農的な戦後のムラ、その

場合の共を形成する基礎的な契機とは、一体何だろうか、これは、その論から離れて出てこないですよ、族産的な物から出てこない。高山 自作農的なムラに共を考えなければならぬのか。さらに言えば、共を入れてくるという形をとることによって、かえって論理は混乱しないのか私と公、という形で明確化されていく方向性の中で考える事はできないのか。

工藤 僕には、むしろ自作農体制の共を共同体として拡大評価していたんではないかという見方がある、共がゆるくて、弱くて、ケースバイケースで出てくるという性格のものではないか。自作農体制としてはっきりさせた時には、水管理、道普請のような形で、実は共があった、それは弱くて、道普請だって舗装されればなくなる、水管理だって同じ様な事がありますよね。何らかの形で、土手の草を焼くとかして残っていても、共がゆるい。自作農体制の共はあったと思います。今、行政の代替、投資によって必要性がうすまったから、共が見失われて来ているということじゃないか。それはむしろその時の生産力水準などによって違うと思う。たとえば、集団栽培の場合は、非常に集落ぐるみという性格が強かったと思います、集落の一部分ではなく、ということ、共をある意味では作り上げたと思う。

高山 ある生産力水準の中で、例えば集団栽培、機械の共同利用のそういう意味での集落の共と家産制にもとづくイエ連合なりでの社会的な意味での共が同じなんですか、生産力的な事はわかる、その限りでの共を言うのは。社会学ではどうなんですか。

高橋 ぼくは、戦前とは違った意味で、自作農制ができて、イエは強化されたと思います。地主制の下でも耕作者集団としての共同

性はあったと思います。しかし地主制に規制されているから結局は地代を取られることのための共同となっている、自作農では所有と一体化した限りでの耕作者の論理でムラは変わって来たと思います。それが今度、所有と耕作の矛盾が強まっていくでしょう。その段階で所有に規制されて耕作が展開しないということになっているのだらうと思うんです。

工藤 去年の島根大会のときに永田先生が広島県の塩原の事例を報告したんです。あまり永田先生がふれなかった問題が一つありまして、それは、あそこで集落営農集団が成立したのは、圃場整備が契機だったのです。要するに、ブルドーザーでならしてしまつたら、圃場がどうなるかわからんというんで、工事が遅れて田植えのびたという状況があったんです。それでももちろん、兼業農家とか婦人労働力、要するに未亡人家庭の問題をどうするのかというところで、工場を誘致するという事になったんです。圃場整備をやったことで、大変な危機的状況がうまれて、それが契機になって、集団営農に向ったんです。そういう一つの危機という状況の中で集団営農が共の問題に転化したんじゃないか。

高山 もう一つまた具体的な次元のことかもしれないけれども、その共という中に社会保障、生活保障的な機能をムラが持っていたという、従って困った人間がいれば、やはり、老人の一人家族については、面倒をみるという意味での社会性をもった共というもの、それすらも、いわゆる社会保障体系等で切りおとされていく、それで、かつての戦前における共という中には、生活保障的機能を含めた共ということをやはり考えているわけですか。

安原 確かにあるでしょう。非労働力あるいは労働力障害者等々を

そういうところがかかえ込んでいくということはあるでしょう。

高山 それはここでいう、共同社会性ですか？

安原 共同社会性でしょうね。それは抑圧を含んでるんです。

高橋 しかし今だってその生活保障的な意味で持っている所有までは否定できないということがある、そこははっきりあらわれないのです。それを取り上げて全然残さないということではできないと思います。それも共同社会性ですか。

安原 それはそうじゃないでしょう。かつての伝統的な村落という、そういうときに共同社会性がある。それと戦後の自作農、集団栽培をしようとするという場合の共同と同じ性格の中なのか、質的に違ふのかという質問ですよ。その区分けがむずかしい、正直いって、大雑把な仮設からいうと変っている、というのは、集団栽培にしても、それは個別利益がまず考えられていると思うんです。それを個別では完成できないから他者を媒介しなくてはならないという形で組まれてくる。あくまでも全体の利益じゃ必ずしもない。そこに組み入れる個が個だけでは達成できないインタレストをそういう意味では共は、道具的性質を持つ。かつての方は必ずしもそうではない。同じ部落ぐるみといっても、かつての部落ぐるみと今の集団栽培とは部落ぐるみは違ふ。

高山 工藤さんは当然お考えと思いますけれども、これまでも論じられましたけれども、土地利用秩序、土地管理というときの、秩序の実体、あるいは土地管理の主体ということが改めて組み直してせよ問われている。その秩序の主体的なものの中に、村落というかたちで、それが共であるかもしれないがそれがどう位置づけていたものか。どうかかわるのか？

渡辺 だんだんわからなくなってきた。安原先生の話聞きながら集落あるいはムラというものが変わってきたことは実感として分かるけれども、そういう中で組み換えが必要であると論理というか——共同性、合意形成を考えていくときの組み換えが必要であるとおっしゃる前提になっている、農民層あるいは自作農の性格づけという話でした。その性格とそれをとりまく諸条件は、どのあたりでどういう状況を念頭におかれて組み換えが必要であるといっておられるのか？一般的な流れとしては理解できますが、ずいぶんいろいろな条件のちがいによって事例をとり上げたことではなるほどと思いますが、もう一つ論理としてわかりにくい。

安原 確かに、一般論だけで抽象的にいっていることは事実です。ただ、要するにぼくが気になるのは、土地の集団的利用、集落の持っている機能というのは、ずっと今まで存在していましたが、今まで無視されていた。それを今までのようにではなく、何か組みかえる。新しい仕組が必要になりそれに応じた意思形成というのが必要になっていなければ可能になってこないだろうということを考える。

高橋 ただ組み換えというけれどもどういう方向へ向っての組み換えを考えるのですか？中核農家育成のため？それがぼくは成功しないと思います。中核農家育成のためなりふりかまわずが成功しないところに問題があった。要するに、簡単に土地をあずけられますかということになって出てくる。

安原 そういうことが可能ではないかという議論があまりに前面に出ているのではないかという気がする。ぼくもむずかしいし、おかしいと思う。

高橋 計算してみたんですけども、各地区の現在八七万戸の中核農家に全部の土地をあつめたとして、どのくらいの経営面積になるかというところ、東北は、田んぼ三・八ha、畑一・三haである。今の自作農民のあり方からいって、とても農林省が考えている程度、中核農家に土地がいくとは考えられない。やはり、何故、自作農は現在土地を手ばなさないのか、貸借関係に出さないのか、売らないのか、そのあたりは一番大きな問題だと思う。

工藤 山陽方面では中核農家路線から、比較的早めに集団化、集落営農でないと展望がひらけないというように主旨が変わります。

高橋 担い手うんぬんよりも、農業をどう維持し、保全するのが問題となってくる。土地をどう保全するのかということが問題となっている。